

第6章 宅地造成等に伴う配水管布設工事

1 配水管布設工事の定義

宅地造成等に伴う配水管布設工事とは、申込者負担による 50mm以上の水道管を公道及び公道に準ずる道路に布設するもので、竣工後の寄附採納を前提にして布設される工事(寄附後は配水管となる)のことであり、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 土地区画整理事業により当該地の給水を目的として布設されるもの。
- (2) 開発行為(開発面積が 0.1 ヘクタール以上)により当該地の給水を目的として布設されるもの。
この場合個々の開発面積が 0.1 ヘクタールに満たない事業であっても、同一の開発業者が 2 ヶ年以内に近接した地域で 2 以上の開発事業を行う場合又は、2 以上の開発業者が近接した地域で同時に行なう場合で合算した面積が 0.2 ヘクタール以上となるもの。
- (3) 開発行為に準ずる事業(国及び県、市等の公共団体等が施工する開発行為に準ずる事業及び再開発事業)により当該地の給水を目的として布設されるもの。
- (4) 給水申込及び小規模な宅地造成等により当該地の給水を目的として布設されるもの。
- (5) その他、管理者が必要と認める場合。

2 工事の申込

配水管布設工事の申込をしようとする者は、阿賀野市指定給水装置工事事業者で配水管布設工事の実績を有する者の中から工事を施工させる者を選定し、工事の契約を行い、管理者に申し込むものとする。

また工事契約した指定給水装置工事事業者は、次に掲げる書類のうち申込に必要なすべての書類を、申込者に説明のうえ作成し、確認を得てから提出するものとする。

(1) 配水管布設工事、事前協議

開発業者は開発に関する協議を別紙資料添付の上申し入れるものとする。

(様式 1 号)(阿賀野市開発行為事前協議申出書、農地法関係書類等)

事前協議において配水管口径及び配管方法を決定する。

事前協議の回答を受け、協定書の締結を行うものとする。

(2) 配水管布設工事申込み

配水管布設工事申込書に申込み者、給水装置工事事業者及び必要事項を記入の上押印し申し込むものとする。

配水管の口径増を伴い工事負担金を徴収する場合は、別途協議となります。

工事申込みの決裁後、工事着手届、現場代理人届及び工事工程表など必要と認める書類の提出を行う。

管理手数料を納付する。

(3) その他管理者が必要と認める書類

3 審査及び工事着手

設計審査及び工事着手は次のとおり行う。

- (1) 申込書に記載内容及び設計図書に基づき、使用材料、取付器具及び工法等について「阿賀野市給水条例」、「阿賀野市給水条例施行規則」、本指針に基づき調査した上、現場等の

調査も踏まえて審査を行う。

- (2) 審査の結果、支障なき場合工事着手を承認し、申込者に連絡する。
- (3) 支障ある場合、不備事項を明記し指定給水工事事業者に返送する。

4 工事検査

工事検査は次に掲げるとおりに行う。

- (1) 工事検査は、給水装置工事主任技術者の立会で実施する。

材料検査

既設配水管からの分岐を行う場合

工事が竣工したとき（竣工図、工事写真等提出）

水圧テスト

水質検査

その他工事の施工過程で管理者が必要と認メータとき。

- (2) 竣工検査を受ける場合は、あらかじめ自主検査を十分に行い、次に掲げる事項について検査を受けるものとする。

管布設状況（埋設位置、埋設深度、仕切弁、消火栓の開閉、覆類の状況等）

給水装置一部先行の位置確認

仕切弁の位置図等の現場確認を必要とする図面の内容

その他必要事項

- (3) 竣工検査及びその他の検査において、不備があった場合、指定給水装置工事事業者は速やかにその原因を調査し、修復又はやり直しをしなければならない。

5 変更及び取消

- (1) 工事の変更

工事着手後に工事に変更になった場合、速やかに申込者は管理者に連絡し、変更の手続きをとるものとする。ただし、軽微な変更は協議のうえ、しゅん工図書での訂正とすることができる。

- (2) 工事の取消

工事着手承認から6か月を経過しても工事に着手しない場合、その工事は取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認メータときはこの限りでない。なお、申込者の都合により工事を取り消す場合は、理由を付した工事取消届けを提出すること。